

高年齢者雇用に関するトラブル対応や法改正対応の

有効な対策 と その進め方 を理解できる一冊！

実際の相談事例でわかる！

高年齢者雇用の トラブル対応 実務

特定社会保険労務士
小林 包美 [著]

- 高年齢者雇用に関する
- 再雇用時の契約
 - 無期転換ルールと特例
 - 労働・社会保険の適用、給付
 - 健康管理、休職
 - 就業規則の整備
 - 雇用終了時の対応 etc.

実際に起こった
事例を基に
わかりやすく解説！

第一法規

実際の相談事例でわかる！

高年齢者雇用の トラブル対応実務



著者が実際に中小企業から相談を受け、
解決に導いた事例を基に有効な対応策を解説！



高年齢者雇用に関する現状の法規制や今後必須
となる重要な法改正の基礎知識が身につく！

小林 包美 [著] 特定社会保険労務士
A5判/216頁 定価:2,970円(本体2,700円+税10%)

高年齢者雇用における

無期転換ルールとその特例に関するトラブル

社会保険の「同日得喪」に関するトラブル など

「著者が実際に相談を受けた」事例を基に解説！

第3章 高年齢者雇用のトラブルと対策

CASE 2-2 有期契約労働者の無期転換制度「特例」申請手順のトラブル

→ 第2章 2 高年齢者雇用における無期転換ルールとその特例 参照

トラブル概要

定年後の再雇用者から、1年ごとの有期雇用が5年経過したら無期転換の申込みを行いたいとの相談があった。
会社としては、65歳までは嘱託として働いてほしい気持ちはあるが、全員が無期転換を希望することは現在のところ想定していない。
そのため、本人に「会社が必要と判断する人材だけ65歳以上に必要と残ってもらうことを検討中であり、無期転換制度の特例申請の準備もしている」と伝えた。本人からは今までの会社への貢献により65歳以降も全員が働けるように、早急に検討してほしいと要望されトラブルとなった。

トラブルへの対応

会社としては、無期転換の特例申請手続を行うため、計画(第二種計画)の作成、それに伴う雇用管理上の措置等について準備を行っていることを説明した。
再雇用の有期契約労働者(継続雇用の高齢者)を雇用する事業主が計画の認定を受けた場合、その有期契約労働者は特例の対象となり、無期転換申請は発生しないということも説明した。
その後、再雇用者全員に、無期転換制度の「特例」の認定を受けたこと、

CASE 3-4 定年後再雇用時の社会保険同日得喪(社会保険料の減額)に関するトラブル

→ 第2章 3 高年齢者雇用における労働・社会保険の適用等 参照

トラブル概要

定年後再雇用者は、勤務日数、労働時間等の労働条件が変更され、給料がかなり下がる予定となっている。そのため、降給による社会保険の随時改定の準備をすることになった。ただし、通常の昇・降給による随時改定では4カ月後に標準報酬額が改定されるため、その間は高い保険料を払わなければならないとの説明を本人に行った。しかし、本人から、60歳以上の退職後継続再雇用の場合には、4カ月待たずにすぐに改定できる「特例」があるはずなので、その手続を検討してほしいと依頼された。事務担当者がその「特例」を知らなかったためトラブルとなった。
これから定年後再雇用者が毎年のように出てくるため、保険料等本人にとって有利な方法を考えてほしい旨、本人から強く要望があった。

トラブルへの対応

定年後再雇用者が初めて出たため、社会保険の60歳以上の「特例」手続については、事務担当者がよく知らない状況だった。
年金事務所への相談を経て確認したところ、就業規則の定年条項の写しなど添付書類等を準備する必要があるが、「特例」手続は可能ということがわかり、手続を行うことにした。今後もこのようなケースが生じる可能性がある

第3章 高年齢者雇用のトラブルと対策

今後の対策等

- ・社会保険の「同日得喪の特例」について把握し、今後同様のケースが生じる際に備え手続マニュアルを作成した。
- ・定年後すぐに再雇用される者が大部分のため、「同日得喪の特例」に関し、保険料の変更、年金との関係などの事前説明を行うことにした。

トラブル解決のための留意点等

(1) 60歳以上退職後継続再雇用の社会保険の手続

① 社会保険同日得喪の特例

健康保険・厚生年金保険に加入している者が退職後1日の空白もなく同じ会社に再雇用された場合、使用関係は存続し、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格も継続します。

ただし、60歳以上の者が退職後1日の空白もなく継続して再雇用(退職後継続再雇用)される場合は、事業主との使用関係が一旦中断したものとして、「資格喪失届」「資格取得届」を同時に提出することができます。これによって、再雇用された月から再雇用後の給付にに応じた額に変更され、在職者年金を受けている場合は、支給停止額が変更されます(平成25.1.25保発第0125第1・年発第0125第1・年管第0125第1)。

② 添付書類(退職後継続再雇用の届出)

社会保険同日得喪の特例の手続を行う際には、下記アイの両方、またはウを提出する必要があります。
なお、健康保険組合、厚生年金基金の加入事業所では、それぞれの保険者に手続が必要です。

CONTENTS

第1章 高齢者雇用の現状

- 65歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況
- 70歳までの高齢者就業確保措置の実施状況
- 企業における定年制の状況
- 令和3年4月施行 改正高齢者雇用安定法の概要

COLUMN 高齢者就業確保措置の対象者基準

第2章 高齢者雇用の人事・労務管理の留意事項

- 高齢者雇用における労働条件等の明確化
- 高齢者雇用における無期転換ルールとその特例
- 高齢者雇用における労働・社会保険の適用等

COLUMN 70歳に到達した時の社会保険の届出
(厚生年金保険法施行規則第15条の2)

- 高齢者雇用における労働・社会保険の給付等
- COLUMN 高齢者職者給付金（一時金）（雇用保険法第37条の4）

- 高齢者雇用に関する健康管理等

- 高齢者雇用における就業規則等の整備

COLUMN 就業規則周知に関するイントラネット方式の留意点

- 高齢者雇用の終了（雇止め、退職勧奨、解雇）

COLUMN 退職証明書の交付

- 高齢者雇用における人事・労務管理上の課題

COLUMN 定年後再雇用者の継続雇用拒否

第3章 高齢者雇用のトラブルと対策

- トラブルの多い定年後再雇用時の雇用契約等

CASE 1-1 定年後再雇用契約時に書面明示しなかったことによるトラブル

CASE 1-2 定年後再雇用契約時に更新上限についての説明不十分によるトラブル

CASE 1-3 無期転換申込権発生時点において、転換後の労働条件の明示不十分によるトラブル

- 知らないとトラブルになる無期転換制度と特例申請手続

CASE 2-1 定年後再雇用等における無期転換制度（5年ルール）のトラブル

CASE 2-2 有期契約労働者の無期転換制度「特例」申請手続のトラブル

CASE 2-3 無期転換申込権の発生とクーリング期間についてのトラブル

- 労働・社会保険適用に伴うトラブル防止実務

CASE 3-1 高齢者の雇用保険適用（マルチジョブホルダー制度）のトラブル

CASE 3-2 定年後再雇用時の雇用保険適用（短時間勤務による適用除外）についてのトラブル

CASE 3-3 高齢者出向に関する雇用保険の取扱いに関するトラブル

CASE 3-4 定年後再雇用時の社会保険同日得喪（社会保険料の減額）に関するトラブル

CASE 3-5 高齢者の勤務時間変更による社会保険適用のトラブル

CASE 3-6 複数の雇用関係に基づく社会保険加入申請のトラブル

- 労働・社会保険給付に伴うトラブル防止実務

CASE 4-1 高齢者雇用継続基本給付金の手続に関するトラブル

CASE 4-2 介護休業給付（対象家族への介護対応）拒否によるトラブル

COLUMN 介護休業給付の再受給

CASE 4-3 副業時の事業場間移動で労災事故にあったことによるトラブル

- 高齢者雇用の健康管理等のトラブル防止実務

CASE 5-1 定期健康診断の確実な実施（嘱託、パート等短時間就労者への実施）に関するトラブル

CASE 5-2 高齢者の健康診断と就業上の適切な措置に関するトラブル

COLUMN 海外派遣労働者に対する健康診断

CASE 5-3 高齢労働者のメンタルヘルス対応と休職に関するトラブル

CASE 5-4 高齢者の健康管理の留意事項（深夜労働、長時間労働等への対応）に関するトラブル

- 高齢者雇用の就業規則、諸規程の整備ポイント

CASE 6-1 高齢者用就業規則等の作成に関するトラブル

CASE 6-2 無期転換ルール対応等に関するトラブル

COLUMN 無期転換後の就業規則

- 雇用終了（雇止め・解雇等）に伴うトラブル防止実務

CASE 7-1 経営状況の悪化により、再雇用契約期間の途中で雇止めをしたことによるトラブル

COLUMN 労働契約期間の満了

CASE 7-2 無期転換を避けるための急な雇止めに関するトラブル

CASE 7-3 再雇用の休職者に対して退職勧奨することによるトラブル

COLUMN リハビリ出勤

CASE 7-4 勤務態度不良の定年後再雇用者の解雇の取扱いに関するトラブル

COLUMN 解雇事由の明示・就業規則等への記載

- 高齢者雇用における人事・労務管理上のトラブル防止実務

CASE 8-1 再雇用者の副業を拒否したことによるトラブル

COLUMN 休職期間中の副業・兼業等

CASE 8-2 再雇用時に賃金を減額することによるトラブル

CASE 8-3 介護休業を拒否したことによるトラブル

詳細・お申込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

Q 第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書〈第一法規刊〉

実際の相談事例でわかる! 高齢者雇用のトラブル対応実務

●定価2,970円(本体2,700円+税10%) [コード048041]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) ☐代金引換により支払います。 ☐現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について

一回あたりのご購入金額

(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、330円(税込)

3万円以下の場合、440円(税込)

10万円以下の場合、660円(税込)

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

〒

ご住所

機関名

部署名

☐ 公用

☐ 私用

フリガナ

ご氏名

様

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の

取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoeki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

☎FAX.0120-302-640

書店印

相談高齢者雇用 (048041) 2025.3 SE